

10月から水痘と成人用肺炎球菌予防接種が定期接種化されます

平成26年10月から、水痘は予防接種法のA類（接種費用は無料）、成人用肺炎球菌はB類（接種費用の一部負担は必要）に位置付けられ、定期予防接種となります。それぞれの予防接種の対象者等は下記のとおりで、市内の予防接種協力医療機関（3ページ参照）で実施します。経過措置も設けられていますので、この機会を逃さずに接種を受けてください。

水痘（水ぼうそう）予防接種

対象者

満1歳～3歳に至るまでの子

【経過措置】平成26年度に限り、満3歳～5歳に至るまでの子も対象となります。

接種回数

2回（接種間隔は3か月以上）

<標準的な接種期間>

初回接種…… 生後12月～生後15月に至るまでに1回接種する。

追加接種…… 初回接種終了後6か月～12か月の間隔をおいて1回接種する。

【経過措置対象者】1回

一部負担金

無料

予診票

<平成25年9月以前生まれの子>

市内の協力医療機関に準備してあります。

<平成25年10月以降生まれの子>

順次、ご自宅に送付します。

持ち物

母子健康手帳、健康保険証など（年齢、住所が確認できるもの）

その他

・既に水痘に罹患したことがある子は対象外となります。

・任意接種として既に予防接種を受けている場合は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。（満3歳～5歳に至るまでの子は、既に1回でも接種を受けている場合、経過措置の対象となりません。）



成人用肺炎球菌予防接種

※「高齢者用肺炎球菌予防接種」から名称を変更しました。

対象者

① 65歳の方（下記の経過措置があります）

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳1級をお持ちの方、またはそれに相当する方

【経過措置】平成26年度～平成30年度までの間は、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方、及び平成26年度のみは100歳以上の方も対象となります。

【平成26年度の対象者】下記の方には10月上旬に案内ハガキを送付します。

年齢	生年月日
65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日
100歳以上	大正4年4月1日以前



接種回数

1回

一部負担金

9月下旬に決定する予定です。10月上旬に対象者に送付する案内ハガキでお知らせします。

※生活保護世帯の方は、一部負担金が免除になります。事前に生活福祉課で生活保護証明書の発行を受けて、医療機関にお持ちください。

予診票

市内の協力医療機関に準備してあります。

持ち物

対象者①の方……案内ハガキ、健康保険証など（年齢、住所が確認できるもの）

対象者②の方……身体障害者手帳、健康保険証など（年齢、住所が確認できるもの）

その他

・既に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外となります。

・接種前に、接種の必要性、効果及び副反応について十分理解したうえで接種を受けてください。

・現在実施している高齢者用肺炎球菌予防接種の助成制度（75歳以上の方で1回の接種料金4,000円）は、9月末で終了します。

お問い合わせは

中保健センター ☎72-1121

西保健センター ☎63-4833

北保健センター ☎86-1611